

幌延深地層研究センターの着工に係わる電源立地交付金問題 で関係自治体に条例・協定の遵守の確認を求める

連合北海道、民主党北海道、道民社協会、道平和運動フォーラムの4団体は、幌延深地層研究センターの着工に伴い、近隣の対象となる自治体が申請を行えば電源立地交付金が交付される問題で、交付金を申請する自治体に対し、「条例」や「協定」の遵守を文書で確認するよう、去る、7月31日に吉澤副知事に要請した。

これに対し、道は「条例や協定が遵守されることが大事であり、隣接自治体においても、何らかの形で書面に残るよう取り組みたい」とこたえた。

幌延深地層研究センターの着工に係わる電源立地交付金に関する要請書

北海道知事 高橋はるみ 様

要請の趣旨（要旨）

放射性廃棄物の持ち込みは認めない、貯蔵施設や最終処分場につながらない事を確認した、「条例」、条例の趣旨を踏まえて結ばれた「協定書」（道、幌延町、核燃サイクル機構）を遵守することが、電源立地交付金を申請する近隣自治体においても求められる。

要請事項

1. 「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」並びに「幌延町における深地層の研究に関する協定」の遵守についての確認

核燃料サイクル開発機構幌延深地層研究センターの事業展開にあたっては、将来にわたって「幌延町における深地層の研究に関する協定」と「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」が遵守されることは、施設設置や研究計画の円滑な推進のための最も重要な条件です。

したがって、貴職は幌延深地層研究センターの着工に係る所在・隣接自治体の交付金申請に際しても、上記事項などの北海道方針を十分説明し、文書で確認すること。

（吉澤副知事の回答要旨）

幌延深地層研究計画の推進にあたっては、今後とも条例や協定が遵守されることが大事であり、道としては、このことが誠実に履行されるように一層努力してまいる考えだ。また、電源三法交付金の対象となる隣接自治体においても、こうした道の考え方を理解していただき、このことが何らかの形で書面に残るような取り組みをしていきたいと考えている。

以上